別表六の二付表の表中

	別表六の二(七)「25」
別表六の二(七)「4」	別表六の二(七)「8」
別表六の二(七)「12」	別表六の二(七)「17」

を

	別表六の二(九)「25」
別表六の二(九)「4」	別表六の二(九)「8」
別表六の二(九)「12」	別表六の二(九)「17」

に改め、同表の記載要領第1号中「租税特別措置法」の次に「第68条の11第2項若しくは第3項（中小連結法人が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）又は所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第4号）第12条の規定による改正前の租税特別措置法（第3号及び第4号において「平成29年旧措置法」という。）」を加え、同第11号中「の益金又は損金算入」を削り、「当該」を「その」に改め、同第13号中「特別償却」の次に「又は平成29年旧措置法第42条の6第1項第1号（中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却）」を加え、「同項第4号」を「租税特別措置法第42条の6第1項第4号」に改め、同第14号中「特例」の次に「又は平成29年旧措置法第68条の15の7（法人税の額から控除される特別控除額の特例）」を加え、「別表六の二(二十)「7」又は別表六の二(二十)付表「2」」を「別表六の二(二十四)「7」又は別表六の二(二十四)付表「2」」に改め、同表を別表六の二付表とする。

別表六の二付表の表中

取得価額の合計額(別表六の二(七)付表「9」のうち特定生産性向上設備等以外のものに係る額の合計額)	取得価額の合計額(別表六の二(九)付表「9」のうち特定生産性向上設備等以外のものに係る額の合計額)
取得価額の合計額(別表六の二(七)付表「9」のうち特定生産性向上設備等に係る額の合計額)	取得価額の合計額(別表六の二(九)付表「9」のうち特定生産性向上設備等に係る額の合計額)
繰越税額控除限度超過額(別表六の二(七)付表「10の計」)	繰越税額控除限度超過額(別表六の二(九)付表「10の計」)
個別帰属額基準額の残額(22)、(22)－(8))又は(15)－(17))	個別帰属額基準額の残額((22)、(22)－(8))又は(15)－(17))－(別表六の二(十八)「8」)－(別表六の二(十九)「9」)
調整前連結税額超過構成額(46)×別表六の二(七)付表「11の①」/(43)＋(47)×別表六の二(七)付表「11の②」/(44)	調整前連結税額超過構成額(46)×別表六の二(九)付表「11の①」/(43)＋(47)×別表六の二(九)付表「11の②」/(44)
調整前連結税額超過構成額(別表六の二(二十)「7の⑦」)	調整前連結税額超過構成額(別表六の二(二十四)「7の⑨」)
調整前連結税額超過構成額(別表六の二(二十)「7の⑧」)	調整前連結税額超過構成額(別表六の二(二十四)「7の⑨」)
総調整前繰越税額控除可能額の合計額	